



北広島町地域産業活性化 オフィス誘致促進事業補助金

町外の企業が北広島町内に事業所を新たに開設する場合、一部費用（下記）を補助します。詳細はホームページで確認できます。

01

賃貸料

（敷金、礼金、共益費などは除く）

02

通信回線使用料

03

その他

（町長が必要と認める経費）

—————期 間—————

36か月間

※事業開始日が属する月の翌月から起算

—————補 助 額—————

対象経費合計額の 1 / 2 以内

※各年度上限有（50万円）

※一事業者あたり上限有（150万円）

—————申 請 方 法—————

事業所開設のための行為に着手しようとする 30日前までに申請書類を提出



様式は
こちら



北広島町役場

商工観光課

所在地：〒731-1533 山県郡北広島町有田1122

サイト：<https://www.town.kitahiroshima.lg.jp>

電話番号：0826-72-7368